

DEBUT－オンライン歯科臨床研修評価システム

債主登録書について

1. 債主登録書（もしくは、取引先を登録するために必要な類似書類）が必要な場合は、**印鑑以外の部分を管理型（単独型）病院で作成してください。**
2. 債主登録書等と**貴院の住所・宛名をご記入した切手添付済みの返信用封筒**を DEBUT 事務局までご送付ください。
3. DEBUT 事務局では、債主登録書等に DEBUT 事務局の印鑑を押し、お送りいただいた返信用封筒に入れてご返送致します。

〒113-8655

東京都文京区本郷7-3-1

東京大学医学部附属病院 UMINセンター内

DEBUT事務局

代表者 木内貴弘（事務局長）